

正な取引方法を「不公正な取引方法」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一項を加える。

この法律において「子会社」とは、会社がその総株主（総社員）を含む。以下同じ。の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第一百十一条

ノ一第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。第四章において同じ。)の過半数を有する他の国内の会社をいう。

第七条第二項中「第三条」の下に「又は前条」を加える。

第八条の二第二項中「前条第一項第一号、第四号又は第五号」を「前条第一項」に改める。
第九条第一項中「事業支配力」を「他の国内の会社の株式(社員の持分を含む。以下同じ。)を所有することにより事業支配力」に、「持株会社」を「会社」に改め、同条第一項中「同じ。」は「の下に「他社」に改め、同条第一項中「同じ。」は「の下に「他の国内の会社の株式を取得」、又は所有することにより」を加え、「持株会社」を「会社」に改め、同条第七項中「持株会社」を「会社」に改め、同条第六項中「持株会社は」を「次に掲げる会社は」に、「当該持株会社」を「当該会社」に、「国内の会社の総資産の額に限る。」を「公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。」で国内の会社に係るものに、「三箇月」を「三月」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。

一 子会社の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社(次回において「持株会社」という。) 六千億円

二 銀行業、保険業又は証券業を営む会社(持株会社を除く。) 八兆円

三 前二号に掲げる会社以外の会社 二兆円
第九条第五項中「第一項及び第二項」を「前二項」に、「事業支配力が過度に集中すること」を「事業

支配力が過度に集中すること」に、「持株会社」を「会社」に、「その他持株会社」を「その他当該会社」に、「国内」を「他の国内」に改め、同項の次

に次の一項を加える。
会社及びその一若しくは二以上の子会社又は
会社の一若しくは二以上の子会社が総株主の議
決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該
会社の子会社とみなして、この条の規定を適用
する。

第九条第三項及び第四項を削る。

第九条第三項及び第四項を削る。

第九条の二を削る。
第十一条第一項中「金融業以外の事業を営む」を削り、同項ただし書中「場合」の下に「銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社（銀行業又は保険業を営む会社がその他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次条第一項及び第二項において同じ。）の株式を取得し、又は所有する場合及び券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合」を加える。

業」に改め、同項第一号を削り、同項第三号中「利益をもつてする」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「場合。」を「場合」に改め、同号ただし書を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十七条第一項に規定する組合契約で会社によるものとし、該組合員は、その業務の執行を委任していけるものに限る。この組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、非業務執行組合員に対する投資事業を営むことを約するものとし、

組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行なうこと

とかできる場合及び当該議決権を有することとなつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合 第十一条第二項中「第三号までの場合」を「第三号までの場合は、委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委

第六百六十九条第一項中、「第九条の二第一項」を削る。

第六十九条の四 公正取引委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。
一 送達を受けるべき者の住所、居所その他他送達をすべき場所が知れない場合
二 外国においてすべき送達について、前条に

三　前条において準用する民事訴訟法第百八十二条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した

後六月を経過してもその送達を証する書面の
送付がない場合
公示送達は、送達すべき書類を送達を受ける
べき者にいつでも交付すべき旨を公正取引委員会
の掲示場に掲示することにより行う。
公示送達は、前項の規定による掲示を始めた
日から一週間を経過することによつて、その効

力を生ずる。
　　外国においてすべき送達についてした公示送
達にあつては、前項の期間は、六週間とする。
第六十九条の次に次の二条を加える。
第六十九条の二 送達すべき書類は、この法律に
規定するものほか、公正取引委員会規則で定
める。

第七十条の二中「又は承認」を削る。

第八十九条第一項中「一に」を「いづれかに」に改

め、「これを」を削り、同条第二項中「これを」を削る。

第九十条中「一に」を「いずれかに」に改め、「一」れを」を削る。

第九十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、「一に」れを」を削り、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第九十二条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、「これを」を削り、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「第九条第六項を第九条第五項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第九条第七項」を「第九条第六項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第九十二条の二第二項中「且つ」を「かつ」に改めることを削る。

第九十三条中「これを」を削る。

第九十四条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、「これを」を削る。

第九十五条第一項第一号中「一億円」を「五億円」に改め、同項第二号中「第四号」を「第三号」に改め、「(第一号を除く。)」を削り、同条第二項第一号中「一億円」を「五億円」に改め、同項第二号中「第九十二条第五号若しくは第六号(第五号)」を「第九十二条第四号若しくは第五号(第四号)」に、「第九十二条第二号若しくは第十一号」を「第九十二条第一号若しくは第十一号」に改め、同条第三項中「外」を「ほか」に改める。

第九十五条の二中「第四号」を「第三号」に改めることを削る。

第九十五条の四第一項中「言渡」を「言渡し」に改め、「同条第二項中「その他の定」を「その他の定め」に改める。

第九十五条の四第一項中「言渡」を「言渡し」に改め、「同条第二項中「当り」を「当たり」に改める。

第九十六条第一項中「以て」を「もつて」に改め、「同条第二項中「その他の定」を「その他の定め」に改める。

第九十七条及び第九十八条中「これを」を削る。

第一百条第一項中「言渡」を「言渡し」に、「左に」を「次に」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」を

に改め、同項第一号中「六箇月」を「六月」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条第二項、第八条の二第二項、第四十八条第二項、第四十八条の二第三項及び第五項、第五十条第一項及び第四項、第五十四条第二項、第五十八条第一項並びに第六十九条の二の改正規定、同条を第六十九条の二第三とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第六十九条の次に一条を加える改正規定、第五十五条第一項第一号及び第二項第一号の改正規定、次条の規定、附則第九条中水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十一号)の施行の日前に同法による改正前のこの法律第十一条第一項の改正規定及び第十四条の規定は、公布の日から起算して一ヶ月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という)第七条第二項(新法第八条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前に既になくなっている新法第六条並びに第八条第一項第二号及び第三号の規定に違反する行為については、適用しない。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(農業協同組合法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「第九条第二項」を「第九条第五項第一号」に改める。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)第十一条の十八第一項第五号

二 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

三 協同組合による金融事業に関する法律(昭

和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項又は第十一条第一項若しくは第二項に

係る部分に限る。の規定に違反する行為を排除する。

第十三条を削り、第十四条中「わいろ」を「

するために必要な措置については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第九条の二第一項に規定する金融業を営む会社であって新法第十条第一項に規定する株式所有会社に該当するもの(以下この条において「株式所有金融会社」という。)が同項に規定する株式発行会社の株式を所有している場合における当該株式所有金融会社についての同項の規定の適用について

は、同項中「取得し、又は所有する場合」とあるのは「所有している場合(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百四十一号)の施行の日前に同法による改正前のこの法律第十一条第一項に同法による改正前のこの法律第十一条第一項の改正規定及び第十四条の規定は、公布の日から起算して一ヶ月を経過した日から施行する。

第六条 この法律の施行の日前に同法による改正前のこの法律第十一条第一項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお書又は同条第二項の認可を受けている場合を除き」と、「当該取得し、又は所有する」とあるのは「当該所有している」と、「その超えることとなつた日」とあるのは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正することとなる日」とあるのは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日」とする。

第七条 この法律の附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(農業協同組合法等の一部改正)

第九条 水産業協同組合法の一部を次のように改正する。

第十条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三条第二項)第十一号)第十一条第一項第七号

十一 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三条第二項)第十一号)第十一条第一項第七号

十二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

十三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

十四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

十五 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

十六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

十七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

十八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

十九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

二十 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

二十一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

二十二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

二十三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

二十四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

二十五 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

二十六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

二十七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

二十八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

二十九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

三十 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

三十一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

三十二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

三十三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一条第一項第七号

八号)第五十四条の十五第一項第三号
五 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百八十七号)第十六条の二の四第一項
六 労働金庫法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十一项
七 劳働金库法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十一项
八 保険業法(平成七年法律第二百五号)第二条第十一项
十六项

九 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第二百二十一号)第十一条第一項第七号

十 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三条第二項)第十一号)第十一条第一項第七号

十一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项

十二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

十三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

十四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

十五 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

十六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

十七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

十八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

十九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

二十 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

二十一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

二十二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

二十三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

二十四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

二十五 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

二十六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

二十七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

二十八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

二十九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

三十 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

三十一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

三十二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

三十三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

三十四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

三十五 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

三十六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

三十七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

三十八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

三十九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

四十 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

四十一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

四十二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

四十三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

四十四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

四十五 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

四十六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

四十七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

四十八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

四十九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

五十 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

五十一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

五十二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

五十三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

五十四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

五十五 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

五十六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

五十七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

五十八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

五十九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

六十 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

六十一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

六十二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

六十三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

六十四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

六十五 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

六十六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

六十七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

六十八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

六十九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

七十 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

七十一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

七十二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

七十三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

七十四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

七十五 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

七十六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

七十七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

七十八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

七十九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

八十 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

八十一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

八十二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

八十三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

八十四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

八十五 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

八十六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

八十七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

八十八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

八十九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

九十 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

九十一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

九十二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

九十三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

九十四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

九十五 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

九十六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

九十七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

九十八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

九十九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

一百 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

一百一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

一百二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

一百三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

一百四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

一百五 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

一百六 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

一百七 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

一百八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

一百九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第十一号)第十一项第七号

一百十 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第

賂に改め、同条を第十三条とし、第十五条第一項中「わいろ」を「賄賂」に改め、同条を第十四条とし、第十六条から第十八条までを一条ずつ繰り上げる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一一部を改正する法律の一一部改正)

第十三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一一部を改正する法律(平成九年法律第八十七号)の一一部を次のように改正する。

附則第五条を削る。

(中小企業庁設置法の一一部改正)

第十四条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一一部を次のように改正する。

第四条第八項中「審判開始決定書」の下に「の謄本」を加え、「発送した」を「発した」に改める。